

## 令和元年度 議会運営委員会 行政視察報告

1. 期 日 令和2年1月8日(水)～10日(金)
2. 視 察 先 愛知県知立市議会／大阪府八尾市議会／大阪府堺市議会
3. 調査事項 議会改革の取り組みについて  
知立市議会：(1) 予算・決算委員会について  
(2) 知立市議会 BCP（業務継続計画）について  
(3) 傍聴規則の改正について  
八尾市議会：(1) 予算決算常任委員会について  
(2) 常任委員会の所管事務調査について  
(3) 大規模自然災害発生時の対応要領について  
堺市議会：(1) 議会力向上会議について  
(2) 堺市議会業務継続計画（BCP）について
4. 参加者 委員長 雨 宮 真 吾  
副委員長 神 崎 利 一  
委 員 荒 川 さくら 一 山 貴 志 神 崎 勝  
荒 木 博 海 保 茂 喜 上 田 信 博  
石 渡 孝 春 宇 都 宮 高 明  
議 長 秋 山 忍

### 5. 視察内容

#### ◆知立市議会 令和2年1月8日(水) 午後1時30分～

##### 議会改革の取り組みについて

- (1) 予算・決算委員会について
- (2) 知立市議会 BCP（業務継続計画）について
- (3) 傍聴規則の改正について

#### ◎議会改革の取り組みについて

##### (1) 予算・決算委員会について

以前は、3つの常任委員会に予算・決算議案を分割付託していたが、議案不可分の原則や議案一体の原則に反することから、平成26年8月臨時会において、全議員を構成員とする常任委員会として予算・決算委員会を全会一致で設置した。なお、常時議案が提案されるものは特別委員会には馴染まないとの考えから、常任委員会としている。

予算・決算委員会の中に3つの分科会を置き、条例等の審査を行う常任委員会の終了後に、常任委員会単位の分科会を開催し、予算・決算の審査・調査を行っているが、分科会では採決は行っていない。その後、予算・決算委員会を開催し、分科会委員長報告、採決を行い、本会議に返すというのが委員会の流れとなる。



これまでの分割付託という手法を改めるためというのが予算・決算委員会を設置するに至った理由ではあるが、予算・決算委員会を設置したことにより、より審査が深まるのが理想であると考えている。制度は変えたが、まだ過渡期で、現在の形が最終形と考えているわけではなく、例えば、本会議から委員会に付託しているので、本来は委員会で審査した上で分科会において詳細に審査すべきとは考えるが、現状としては、委員会では審査せず、そのまま分科会での審査となっていることなどについては、改善の余地があるのではないかと考えている。

議会改革というのは、完全なものではなく、その地域、その議会で、住民ニーズや背景を踏まえ、より良い議会制度を確立していくことが理想だと考える。ただし、原則論は守らなければならない、原則論にのっとって、しっかりとした議論ができる環境を整え、市民の負託に応え、監視機能の役割を果たすだけでなく、政策提言を行っていく必要があると考える。どのような審査方法を採用するにしても、審査が深まるのが理想で、法令を遵守しつつ、市民のため、地域の向上のため、委員会の審査がより深まるのはこういった形かということについての合意形成を図りながら、制度設計をしていくのが望ましいと考える。

#### <質疑>

**問：**予算・決算委員会の中で分科会委員長報告があるとのことだが、本会議の中でも予算・決算委員長報告は行われるのか。

**答：**屋上屋を重ねていると言えなくはないこと、全員が委員会の構成員で審査の内容を知っていること、また、そのような場合には委員長報告をしないほうがよいという考えもあることから、本会議での予算・決算委員会の委員長報告は、委員長報告を省略する議決を経た上で、行っていない。

**問：**将来負担比率などといった予算・決算全体に関する事項については、どの分科会で審査を行っているのか。

**答：**財政全般に関する質疑は、財政担当の企画文教分科会で行うか、本会議又は分科会審査後に開催される予算・決算委員会の総括的な質疑の中で行うことができる。

**問：**常任委員会として設置しているので、補正予算も予算・決算委員会で審査をするということではいか。

**答：**補正予算についても、予算・決算委員会で審査を行っている。

**問：**全国的に見て、魅力を感じる、参考になるような事例や意見などがあれば、教えていただきたい。

**答：**知立市議会では、大きな会議室は議場と委員会室しかなく、ハード的な制限がある。議場での予算・決算委員会は、課長の席がなく、見た目は本会議と変わらない。理想は、課長も出席し、詳細な答弁をもらえればよいとは考えているが、難しい。ハード的に恵まれている議会は、そういった対応も可能であると考えている。分科会が終わると総括的な質疑し

かできない形になっているので、成田市議会のように集中して審査ができる時間を確保することができればよいとは考えているが、それを全員参加で行える場所がない。本来は、そこに時間を割くべきであると考え。特に、決算の場合には、翌年度の当初予算に反映させる提言ができるるとよいが、現在の分科会方式では煮詰めていく時間がない。集中審査をして、ここは申し付ける、ここは要望するといった内容の提言書を出すことができれば議会としては一番爪痕を残せると考えるので、今はその時間が取れないかどうか検討しているところである。

議員には平等な権限があり、平等な会議体をどのように構成していくかも考えなければならない。どのように議会の中の合意形成を図り、制度化していくかが重要である。制度や政策を決めるまでのプロセスが一番難しく、そこをしっかりとやらないとぎくしゃくしてしまう。議会制度のことなので、議会の中の合意形成をどのように進めていくか、汗を流しつつ、理解を求ながら、より良い制度を考えていくべきであると考え。

問：自分が所属する分科会以外の内容に関する自由闊達な議論はあるのか。

答：分科会委員長報告の後に自由討議の機会を設けてはいるが、今のところ、そこで自由討議が行われたことはない。

問：成田市議会では、新市場の整備を進めており、新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会を設置している。知立市議会にも知立駅周辺整備特別委員会があるとのことだが、特別委員会の所管に属する予算・決算の分科会は置かないのか。

答：特別委員会の分科会は置いていない。知立駅周辺整備特別委員会は、決を採るような委員会ではなく、情報提供・情報共有が中心の委員会となっている。

## (2) 知立市議会 BCP (業務継続計画) について

東日本大震災の発生を受けて、南海トラフ巨大地震の際には、最大震度 7 で大変な被害が想定されている知立市としても、来るべきときに備えて準備するべきではないかという意見が議員から出ていたことを踏まえ、議会改革特別委員会において、すぐにやれそうなものからやっっていこうという考えのもと、平成 28 年 2 月に「知立市議会における災害発生時対応要領」と「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」が策定された。



これらは簡易的なものではあるが、有事の際の初動をどうするのか、連絡をどのように取り合うのかということと、議会の中に災害対策会議を設置し、議員からの要望の受け皿と執行部からの情報の発信元として、情報統制をするための仕組みを定めたものとなっている。

これらを策定するに当たり、東日本大震災の被災地議会の話聞いたが、どの議会でも言われたことは、「とにかく執行部の復旧・復興を議会が邪魔しては駄目だ」ということであった。そのような意見を踏まえ、議会は声の大きな人たちの集合体であるので、抑えたくても抑えられないこともあるだろうから、仕組みとして抑えてしまうのが一番良いのではないかと考え、議会の中に災害対策会議を設置することとした。

その後しばらくは、この対応要領と行動マニュアルにのっとなって運用をしていたが、しっかりと業務継続計画を作るべきではないかという話が出て、議会 BCP を策定すること

となった。

内容について全議員が理解することはもちろん大切であるが、地域防災計画と連動することが大切と考え、執行部と協議した結果、市の地域防災計画の中にも議会 BCP が明記されている。議会 BCP を策定している議会においても、地域防災計画に議会 BCP が記載されていなかったり、いざ発災した場合、議会事務局職員が執行部側の業務に組み込まれるよう定められていたりするが、議会事務局職員は災害対策会議の事務局職員として動いてもらう必要があるため、執行部との調整の中で、議会事務局職員は執行部側の業務からは外してもらうようにした。

議会 BCP 策定後に大きな災害が発生していないので運用事例はないが、電子メールでの安否確認の訓練などは行っている。議会 BCP には、行動・参集のフロー図や行動パターンが掲載されており、全員が情報を共有し、発災したときには動けるような状態になっている。形は作ったので、これらが機能するように、これから深めていくという状況である。

#### <質疑>

問：昨年 9 月の台風 15 号により成田市も被災地となったが、成田市議会には BCP がなく、会議の中止等に関する明確な判断基準を持っていなかったことから、市内において停電が続く中で議会を開催したところ、多くの批判があった。そのようなことを受けて、成田市議会としても早急に BCP を策定する必要があると考え、今回、視察のテーマとしたが、知立市議会の考えをお聞かせ願いたい。

答：知立市においても、平成 12 年の東海豪雨で市の西側が浸水した際に議会を開催し、大変な批判を受けたと聞いたことがある。ルールがないこと、前例がないことへの対応は、苦手な業界なので、BCP を策定することは大変良いことだと考える。知立市では、最近具体的な被災事例はないが、何も起きていない状態で、他市議会の先進事例を参考に BCP を策定した。何かあった場合に、計画に従って動けるという安心感はある。緊急の際には、即刻休会し、対処するといった合意形成ができたと考える。

問：計画を策定する中で、議場や委員会室に防災のための対策を施した事例はあるか。

答：今のところ具体的なものはない。傍聴者がいる中で正しく避難誘導ができるよう、本会議中に発災した場合を想定した避難訓練を実施したいと考えているところである。また、議会における備蓄品の確保については計画に掲載されており、今後、具体的に考えていきたい。

問：議員が各地区の災害情報などを収集することになると思うが、地元で議員がいない地域への対応については、どのように考えているか。

答：議会、議員は、自分が住んでいる地区だけの代表ではないので、議会、議員としての役割を果たす必要があると考える。有事の際には、災害対策会議があるので、そこで情報の共有や対応の検討がなされることとなる。なお、知立市の面積は 16km<sup>2</sup>しかなく、4km × 4km の狭い市域なので、成田市とは状況が異なるかもしれない。

### (3) 傍聴規則の改正について

知立市議会の傍聴規則は、基本的に全国市議会議長会で作成している標準傍聴規則に準じているが、平成 29 年 9 月に、児童及び乳幼児の傍聴に関する規定の改正を行った。

きっかけとしては、愛知県内の議会において、子供連れの傍聴が規則の規定により認められなかった事例が地元新聞で大々的に報じられ、その議会が大変な批判を受けたことによる

ものである。

議会としては、規則に基づき傍聴を認めなかったわけだが、一般市民からは、開かれた議会と言っているわりには閉鎖的だという意見が多く、知立市議会としても議会改革特別委員会において議題として取り上げ、協議を行うこととなった。

もともと乳幼児は騒ぐという前提で傍聴が認められていなかったと考えられるが、騒がないのならよいのではないかという意見や、知立市では子供の権利条例を制定しており、子供であるだけで入れないというのは問題があるのではないかといった意見もあったことから、「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない」という規定を削除することとした。なお、子供が騒ぐなどして議事進行の妨げになる場合には、議長の議事整理権で退場をお願いすればよいと考えている。

傍聴の重要性については、全議員に浸透していたので、すぐに規則改正に向けての合意形成を図ることができた。規則改正後には、子連れの女性が傍聴に来た事例もある。

### <質疑>

問：現在は、スマートフォンなどで気軽に撮影ができ、情報を共有して、発信する時代になっているが、今後についても、柔軟に、そして踏み込んで、市民にとって開かれた議会という視点を持って、傍聴のあり方について検討していこうという考えか。

答：常に開かれた議会という視点を持っていたいと考えている。本来、議会には公開の原則があるので、報道の自由も認められ、撮影等も認められるべきとの考えもある。時代に合った傍聴のあり方を考えていく必要があると考える。傍聴者やケーブルテレビなどの視聴者も意識した議会運営を考えているところである。

### 【委員所感】

#### ○ 副委員長 神崎利一

議会運営委員会で、愛知県知立市議会の視察を行った。2017年度の全国ゆるキャラグランプリでは、知立市の「ちりゅっぴ」と成田市の「うなりくん」が互いに決勝戦まで残り、うなりくんが見事に優勝した経緯がある。視察の内容は、予算・決算委員会について、議会の業務継続計画（BCP）について、傍聴規則の改正についてであり、議長、副議長、議会運営委員長、議会改革特別委員長に最後まで熱意をもって対応していただいた。

予算・決算委員会については、知立市議会では、全議員20人が所属する常任委員会として設置しており、その中に3つの常任委員会単位の分科会を置いていた。各分科会正副委員長は、各常任委員会の正副委員長が務めている。通常、分科会は、常任委員会と同日に開催され、予算・決算委員会に付託された議案等の審査は、分科会での審査、予算・決算委員会での分科会委員長報告、分科会委員長報告に対する質疑、議案審査、自由討議、討論、表決の順で行われる。分科会では、表決は行われず、予算・決算委員会では、総括的な質疑のみが行われる。本会議における予算・決算委員長報告は、議決により省略する運用としている。

議会改革に完璧なものはなく、いろいろと工夫をして制度を作っていきたいと議長が最後に話されていた。以前から私も、予算委員会・決算委員会は、選挙で選ばれた全議員が参加して審議してはと考えていたので、大変参考となった。

知立市議会 BCP（業務継続計画）については、知立市議会では、地震や集中豪雨災害などが発生したときに、市の災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、「知立市議会における災害発生時対応要領」を策定

するとともに、「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」を平成 28 年 2 月に策定した。その後、平成 30 年 3 月に、議会基本条例を改正し、知立市議会 BCP（業務計画継続）を策定するとともに、マニュアルの改正を行っている。

計画は、災害被害の拡大防止、議会機能の早期回復とその維持を図るために策定され、議会の役割、議員の役割、災害時の市との協力・連携体制、議会 BCP の発動基準、業務継続に係る体制及び活動基準などが定められており、時系列にみる災害時の基本的行動パターンが分かりやすく図で示されていた。

説明では、取り組みはまだ道半ばで課題もあり、本会議中に傍聴者がいる場合の避難訓練や防災備品の整備などを進めていきたいとのことであった。成田市議会においても、昨年の 9 月の台風 15 号以降に、災害時対応マニュアルを策定して運用しているが、いざ災害が起きたときにしっかりと対応できるよう、今後も訓練を重ね、マニュアルの検証も行っていかなければならないと痛感した。

傍聴規則の改正については、成田市議会では、平成 10 年以降、傍聴規則の改正を行っておらず、原則、児童・乳幼児は傍聴できないが、議長の許可することにより、傍聴できることとなっている。知立市議会では、傍聴に乳幼児が入れないことが閉鎖的だと県内の他市議会が新聞報道されたことを受けて、平成 29 年 9 月に乳幼児の傍聴禁止に関する規定を削除する傍聴規則の改正を行っており、今後の検討に値するものであると感じた。

## ○ 委員 神崎 勝

今回の知立市議会の視察のテーマは、1. 予算・決算委員会について、2. 知立市議会 BCP（業務継続計画）、3. 傍聴規則の改正についてでした。

### ・ 予算・決算委員会

予算・決算について、成田市議会では、各会派や常任委員会から委員を選出し、特別委員会において 4 日間 12 名で審査しています。

知立市議会では、平成 26 年 8 月臨時会において、全会派一致で予算・決算委員会が常任委員会として承認され、予算・決算委員会とその中に設置される「企画文教分科会」「市民福祉分科会」「建設水道分科会」の 3 つの分科会で予算・決算を審査することになりました。

所管する委員会で、同じ委員が予算から決算まで審査することによって、審査内容が深まり、より良い審査が期待できると思います。また、分科会では採決は行わず、本会議最終日前の予算・決算委員会で各分科会委員長報告を行い、本会議最終日での予算・決算委員長報告は行わないとのこと。分科会委員長及び副委員長は、所管委員会の委員長及び副委員長を充て、分科会における審査は、議案審査及び自由討議となっています。分科会の会議時間は午後 5 時までで、延長可能とのことですが、延長することは事実上ないとのことでした。知立市議会では、ハード的に、議場のほか、課長までが同席して会議ができる会場が 1 カ所しかないこともあり、この方式を採用しているとのことでした。

成田市議会においても、予算・決算の審査のあり方について検討していく必要があると感じました。

### ・ 知立市議会 BCP（業務継続計画）

知立市議会では、平成 28 年 2 月 22 日に「知立市議会における災害発生時対応要領」と「知立市議会における災害発生時対応マニュアル」を策定しました。また、東日本大震災後

に南海トラフ地震の震度 7 を想定した災害行動を想定し、令和元年 5 月「知立市議会 BCP 業務継続計画」を策定しました。大津市議会の業務継続計画が先行して進められていたとのことで、参考にしたとのことです。

有事の際には、議会内に災害対策会議を設置して議員が収集した情報を集積し、市の災害対策本部に伝えることとしており、情報の混乱と錯綜により執行部の災害対応に支障が生じることがないようにしています。また、災害発生時には、議会事務局の職員が行政側の業務に組み込まれていたことから、執行部と調整し、議会側の災害対応に当たることができるようにしたとのことです。

成田市でも、令和元年 9 月、台風 15 号により被害があったことを受け、市内で災害等の緊急事態が発生した場合に、市の災害対策本部との連携を図り、迅速かつ円滑な災害応急対策業務の実施に協力し、議会及び議員がどのように行動すべきか、共通の認識を持ち、議会としての体制の整備を図るため、「成田市議会災害時対応マニュアル」を策定しました。

今までのような、想定外は想定外ではなく、「備えあれば憂いなし」は当たり前のこととなり、すぐやれることは何か、何ができるかなどを含め準備が必要であると考えます。また、市の地域防災計画との連動や整合性が大切だと感じました。そして、議会事務局からの連絡や安否確認などに活用されることとなる情報伝達手段について、昨年成田市でも目の当たりにしたように、停電時の電源の確保や通話・通信障害などについては、課題があります。

とにかく有事の際に、一人一人が決められた役割を果たすこと、自助・共助がどれだけできるかが大切であると考えます。計画が絵に描いた餅にならないよう、体制作りを図ってまいりたいと考えます。

#### ・傍聴規則の改正

愛知県内の他市議会でも、議場での子供連れの傍聴を認めない事例があり、これを地元の新聞社が記事として掲載し、炎上して、開かれた議会を推し進める中で閉鎖的だと指摘されていたことを踏まえ、知立市議会では、平成 29 年 9 月に、乳幼児が傍聴席に入ることができないという条文を削除する傍聴規定の改正を行いました。

確かに子供は騒がしいとか、声を出すなどのイメージがありますが、議長の判断や裁量により、傍聴が認められることもあります。規則改正後、乳幼児連れの方が傍聴に来たとのことで、改正が功を奏したことは何よりだと思います。一方、子供連れの傍聴を承認しなかった議会や議長は、前例を作る好機であったのにもったいなかったと思います。

会議の公開の考えの中に、傍聴の自由や議事録の作成などがありますが、メディアや SNS の発達により情報伝達が容易となり、一般質問などの議会の会議の様子がケーブルテレビなどで放映されています。

現在、成田市議会では、全国市議会議長会が示した標準市議会傍聴規則に準じて傍聴規則を定めて運用していて、特に改正に至る事案は発生していませんが、今後、議会改革を推し進める中で、市民にもわかりやすい、開かれた議会を心掛け、傍聴規則の見直しを含めた更なる改革が求められると考えます。

#### ・おわりに

知立市議会では、成田市議会の広報広聴の取り組みに興味があったようで、議会報告会での配付資料についてや高校生との意見交換会の運営について、意見交換を行いました。なお、議会報告会の所管は、議会改革特別委員会とのことです。

また、知立市議会では、令和 2 年 1 月に、行政視察を 8 件の受け入れる予定であるとの

ことで、様々な取り組みが全国から注目されていると感じました。

今回の視察で説明を受けた取り組みを参考にして、今後も合意形成を図り、議会改革に努めてまいりたいと考えます。

## ○ 委員 石渡 孝 春

愛知県知立市議会における議会改革について視察を行った。知立市と言えば、2017 ゆるキャラグランプリで我が市のうなりくんと知立市のちりゅっぴが最後まで激戦を繰り広げ、うなりくんがグランプリ、ちりゅっぴが第2位となったという言わば因縁の都市であった。知立市議会議長の歓迎のあいさつでも、そのことを笑顔で触れられ、笑いを取り、和やかなムードで視察が始まった。

知立市議会は、議会改革度ランキングでは、近年、全国上位にランクインされており、興味深く話を伺った。議会改革への本格的な取り組みは平成21年からであり、翌年には議会改革特別委員会を設置し、毎年のように改革に取り組んできた。

平成26年には、予算・決算委員会を全議員からなる常任委員会として設置した。その経緯は、予算・決算審査の分割付託は議案不可分の原則・議案一体の原則に反するということから、一括付託とした。そして、詳細な審査・調査を行うため、既存の3つの常任委員会単位で分科会を設置し、付託を受けた議案のうちのそれぞれの所管の予算・決算に関する事項を審査することとした。ただし、分科会では表決は行わないとした。

全体的に妥当であると感じ、本市においても早急な改革、見直しが必要であると考えらる。

平成28年には「知立市議会における災害発生時対応要領」並びに「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」を策定した。また、令和元年5月には、「知立市議会BCP(業務継続計画)」を策定した。その背景と目的は、東日本大震災の被災地域では議会機能が十分に果たされなかった経緯と教訓から、迅速で正確な議会意思の決定と市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図り、災害被害の拡大防止、議会機能の早期の回復及びその維持を図ることである。災害時の行動指針、市との協力・連携体制を始めとして、議会議員の行動について、実に多岐にわたりその活動基準を定めた。

なお、災害発生時対応要領は平成30年に、災害発生時の行動マニュアルは令和元年に改正があった。また、初動期、展開期、安定期とそれぞれの行動の形態について整理されており、1カ月を経過した常時の議会までの指針を記している。

議員の参集についても、参集方法、場所はもとより、服装や携帯品まで記されていた。将来、予測される南海トラフ地震に備えてのことであろうと思われるが、災害発生時期や時間帯までの様々な観点から、あらゆる事態を想定し、ここまで必要なかと思われるほど、たいへん多くの事項が記載されていた。

議会傍聴規則については、平成29年9月議会で改正が行われた。児童及び乳幼児等の傍聴席への入場の規制が削られ、全ての人々の傍聴が可能になったが、どうであろう。本市議会のように議長の許可を得るといった条件があったほうが、より現実的ではないかと思った。



◆八尾市議会 令和2年1月9日(木)午後1時～

議会改革の取り組みについて

- (1) 予算決算常任委員会について
- (2) 常任委員会の所管事務調査について
- (3) 大規模自然災害発生時の対応要領について

◎議会改革の取り組みについて

(1) 予算決算常任委員会について

従前は、予算については、各常任委員会に分割付託されていた。また、決算については、特別委員会を設置して限られた委員で9月定例会終了後に審査を行い、12月定例会初日に認定を行っていた。しかしながら、予算と決算を審査する委員が異なり委員会の専門性を発揮することができないこと、予算議案の分割付託が議案一体の原則から考えると不適切と思われること、決算審査の結果が次年度の予算に反映できないことなどが課題として挙げられていたことから、平成25年度に各派代表者会議で問題の提起がなされ、協議の結果、平成26年度に予算決算常任委員会の設置が決定され、委員会条例の改正が行われた。

予算決算常任委員会の構成員は、議長を除く全議員(27名)としており、委員長は副議長、副委員長は議会運営委員長としている。なお、全体会には、執行部からは、市長、副市長、その他の常勤特別職、政策企画部長、総務部長、財政部長のみが出席することとなっており、決算審査の場合には、代表監査委員、監査委員事務局長、会計管理者も出席している。

予算決算常任委員会には理事会が置かれ、各会派の幹事長が構成員となり、議案のどの部分をどの分科会で審査するかなどについて調整し、内定するなどの役割を果たしている。

各分科会は、各常任委員会と同じ構成になっており、具体的な審査の流れとしては、例えば、まず建設産業常任委員会を開催して一般議案を審査、採決した後、委員会を散会又は休憩して、予算決算常任委員会の建設産業分科会を開催し、予算・決算に関する議案の審査を行うこととなる。なお、分科会では質疑のみで採決は行わず、各分科会で審査が行われた結果の報告を受けた後期の全体会において、委員会としての採決を行うこととなる。

常任委員会化してから数年が経過しているが、議員からは、実際に審査をしていると、一般議案も予算と密接に関係しているものもあり、常任委員会なのか分科会なのか、何をしている会議なのかわかりにくく、一緒に審査をしては駄目なのかなどといった意見も出ている。また、出席する会議の数が多くなるとともに、その分、日程調整が大変といったデメリットが生じている。

一方、決算審査の際には、専門的な知識がある上での審査となったことから、単なる事業の確認などの単純な質疑がなくなり、より深い審査が行われるようになるとともに、テンポよく質疑が行われるようになったことにより、審査時間が短縮され、委員会運営の効率化が図られたといったメリットもあった。

なお、他市からの視察を受け入れた際に、後期全体会で討論があり、本会議でも討論があるが、両方やるのかということについて、よく質問されるが、後期全体会での討論は簡素に行うこととし、詳細については最終的な議決を行う本会議で行う取り扱いとするよう、申し合わせで定めている。

日程としては、9月定例会中に決算審査を行うこととしたことから、9月定例会の会期が大幅に延長されることとなり、負担になっている面があると思われる。実際の運用としては、

9月中旬に中間議決を行う本会議を開催し、補正予算や条例などの採決を行った後に、決算議案が上程され、委員会への付託を経て分科会での審査が行われ、10月下旬に採決が行われる流れとなっている。

#### <質疑>

問：審査方法を変更するに当たり、執行部との調整に苦労があったのではないかと。

答：執行部が議会に対して、審査方法を変えること自体をどうこう言うことはできないので、事務的な話とはなるが、全体会や分科会などの会議が増えたことにより、その出席者が分かりにくくなったという話があった。また、係長などを会議に出席させての人材育成ができなかったというような話もあった。しかし、人材の育成は別の場でしっかりと行えばよく、議案の審査を受け、認めてもらうために対応するのが、その場における執行部の目的であるので、その体制が整えられていけばよいのではないかと考えている。



問：質疑に対する事前通告制は採られているか。

答：事前通告制は採っていないが、答弁の調整が全く行われていないわけではないと考える。

問：前期全体会では、質疑の機会はあるか。

答：前期全体会での質疑を妨げるものではないが、本会議の委員会付託前に質疑が可能なので、想定はしていない。

問：少数会派は全ての分科会に入ることができないと思うが、その対応は。

答：本会議での質疑や分科会を傍聴することなどにより対応してもらうこととなる。課題があれば、各派代表者会議などで議論されることとなるが、今のところ、そういった話が出ていない。

問：何をどこで審査するかは理事会で決定するとのことであるが、執行部側の出席者も理事会で決定するのか。

答：通常、出席者はあらかじめ決められているが、理事会で特に出席をお願いしたい場合は、依頼することもある。しかしながら、最終的に誰を出席させるかは、議会が決定できることではなく、執行部が決定することであると考える。

問：担当者がいない場合、答弁はどのようになるのか。

答：担当課長がいない場合は部長や次長が、また、部局がまたがるようなものは、最終的に副市長が答弁をすることもある。

問：例えば、経常収支比率などの財政全般に関する質疑は、どこで行っているのか。

答：財政全般については、総務分科会で審査を行うこととなる。

問：集中審査で行っていた決算審査を分科会化したのが、各常任委員会の枠を設けて決算審査の委員を選出するといった考えはなかったのか。

答：そのような意見もあったが、予算と決算を同じ委員が一体的・専門的に審査するということに重きを置くこととして現在の形となった。その後、審査の一体性をより確保するといった観点から、1年であった委員の任期を2年に延長する委員会条例の改正も行っている。

問：議会運営委員会でなく、理事会を設けて協議・調整を行う理由は。

答：委員会のことは、その委員会の中で決めるべきとの考えに基づき、委員会の中に理事会を設けて協議・調整を行うこととしている。実際に理事会で協議・調整している内容は、議会運営委員会の役割と同じような内容となっている。

## (2) 常任委員会の所管事務調査について

常任委員会における所管事務調査は、執行部に対する監視機能を更に強化するとともに、専門性を発揮した政策の提案や提言を目的として開始したものである。

以前は、常任委員会では、提出された議案の審査が中心に行われ、議案とは関係がない個別のテーマに関する質問は本会議の一般質問で行われていたが、常任委員会の所管事務調査を活用し、主体的にテーマを絞って、1年を単位として集中的に調査を行うこととした。

5月の委員改選の後、協議会の中で常任委員会ごとにテーマを定め、3月に提言を行うといったサイクルになるが、何をテーマにするのかの調整がなかなか難しく、その決定までに、半月から1月ほどかかるのが通例となっている。なお、最終的に委員会としての意見がまとまらずに、単なる活動結果の報告になってしまう場合もある。

具体的な所管事務調査の流れとしては、平成29年度の文教常任委員会の例で説明すると以下のとおりとなる。

- ・5～6月 調査項目の検討、決定（学校教職員の現状と支援の方策について）
- ・7～8月 教育委員会で話を聞き、教職員の勤務時間その他の勤務状況などを把握するとともに、その対応策などについて確認する。また、実際に学校に出向き、現場の教職員に話を聞く。
- ・9月 協議会で、現状を踏まえた対応策等について協議する。
- ・10～11月 先進地視察を行う。
- ・1～3月 委員会としての意見を取りまとめ、本会議の中で委員長報告を行った後、議長から市長等に提言がなされる。個人の意見ではなく、委員会で取りまとめた「議会からの提言」となる。
- ・5月 議会からの提言に対し、市長等から公式に回答が示される。

なお、このときは、「何とかするためにお金をかけてでもやれ」、「人が足りないのなら、人を増やして対応すればよい」と考えたが、教育委員会としては、「お金がない」、「教員を増やす権限もない」とのことであり、結果として、国に対しては教職員定数改善の、大阪府に対しては加配拡充の要望を行うことを求める内容の提言となった。

しかしながら、議会には、権限として意見書提出権があることから、八尾市議会として、文部科学省や大阪府に対し、更なる教職員定数の改善と加配の推進を求める意見書を提出し、特に文部科学省に対しては、教育に関する補助メニューを増やすことも要求した。

このように、議会としてもできることをやっているのだから、提言にあるように、行政も「もっと文部科学省の予算を取りに行け」、「もっと加配要求をしろ」、「もっと市民のために動け」と、執行部の尻を叩きながら、応援もしている。また、別の特徴として、議員改選の前の年である平成30年度には、過去3年間の調査結果の検証も行っている。

### <質疑>

問：各常任委員会で所管事務の調査項目を決めるとのことだが、委員にもいろいろな考えがあり、調整が大変だと思う。最終的に調査項目が決定されることとなる要因は。

答：具体的に何かが必要となっているというわけではなく、委員長を中心とした、その時々

の委員の協議の中で決定されているというのが実情である。

問：政策提言を行うには、専門性を発揮して調査を行う必要があると思うが、議員個々のスキルアップのために議会として取り組んでいることはあるか。

答：様々な部門の専門家を講師として招き、研修などを行うことにより、スキルアップを図っている。議員からの要望に基づき、法律に詳しい講師を招いたり、企業会計をより勉強したいといった意見があった際には、企業会計に明るい講師を招いたりして、研鑽に努めている。なお、議会事務局職員も、二元代表制の両輪である議会が強くなるべきとの考えのもと、議会としての権能がどこまで発揮できるかということを中心に考え、議員への支援や提案ができるよう、情報の収集やスキルアップに努めている。

問：調査項目を決定し、現地調査や先進地視察を行い、提言をまとめるなど、積極的に活動しているが、どのくらいの頻度で活動しているのか。

答：月に0回や1回のときもあれば、多い月には5、6回集まるようなこともある。活発な委員会では、お金をかけずに年度内に5、6回視察を行い、その都度協議を行っているような事例もある。委員会によっても差がある。

問：取りまとめられた提言の成果と執行部の受け止めは。

答：議会としては、本当に魂がこもった提言になっているものと考えている。執行部としても、議員の個人的な提案ではなく、議会としての提言となるので、重く受け止め、しっかりと回答や対応がなされており、費用の面などから難しいものもあるが、真摯に、前向きに進められているものが多いのではないかと考えている。

問：提言がまとまらなかったこともあったとのことであるが、提言がまとまらなかったとしても、委員会としてテーマを決めて調査したことにより得られたものはあったか。

答：最初からまとめることありきで、ゴールを考えて進めることや、執行部が実現できそうなことを提案し、そのことにより議会としても成果が上がっているように見せるということもできなくはないが、今はそういう時代ではない。また、提言をするにしても、市民の声から外れるようなものや的外れなものとなってしまうのはいけないので、議員も慎重に協議をしているし、議会事務局も注意してサポートをしている。提言としてまとまらなくても、調査、研究はしっかりと行われ、そのことは様々な面で生かされており、その報告により市民等から苦情を受けたことはない。

問：議会から提言を行った結果、執行部が事業を進める上での障害となってしまったようなことはないか。

答：執行部が進めている事業にストップをかけることは、実際には難しいと思うが、議員も選挙で選ばれており、その議員が調査を行った結果として出される議会からの提言が執行部の事業の邪魔をしているという認識はない。具体的にあった事例としては、執行部が進めていた公立の幼稚園と保育所の認定こども園化について、所管事務調査で市民の意見なども聞いた結果を踏まえ、議会として反対するような提言を出した。執行部としても市民のためになると考えて進めていた事業であるので、中止とはならなかったが、最終的には、議会からの提言も聞き入れながら、修正をしながら進められていったという事例があった。

問：委員会で提言をまとめるとのことであるが、委員は会派にも所属しており、各会派の考えがある中で、最終的に提言をまとめることが難しく思えるが、どのようにしているのか。

答：委員は会派に所属していることから、会派としての意見の違いにより、委員会としてまとまらなくなってくることもあるが、意見を併記したり、バランスをとることにより、各会派の思いが詰まった、各会派の意思が反映された提言になるものと考えている。

### (3) 大規模自然災害発生時の対応要領について

大規模自然災害が発生したときにどうすべきかと考えるきっかけとなったのは、やはり東日本大震災であった。建設産業委員会を開催していた最中に東日本大震災が発生し、委員会室も大きく揺れたことから、委員会を中断し、状況の確認を行った。八尾市は震度3であり、その後委員会を再開し、審査は終了したが、議員の中から、もし東北のような状況になったらどうするという話があった。簡単なルールはあったが、議員に浸透しておらず、議員、議会がどうすればよいかわからないことから、統一したルールを定め、浸透させる仕組みが必要と考え、「大規模自然災害発生時の対応要領」を策定することとなった。

策定に当たっては、特別委員会を設置し、法学部の教授などの専門的知見の活用や参考人招致等を行いながら、陸前高田市、大船渡市、気仙沼市を視察するなど、約2年にわたって調査を行った。当初は、条例化も検討していたが、条例の改正にはその都度議決が必要となることから、より柔軟にその時々合った更新ができるよう、条例ではなく、要領として策定することとなった。なお、3つの被災市を視察した際に、それぞれの議長、議会事務局長がルールを定める場合にはこれだけは遵守したほうがよいと口を揃えて言っていたことは、「議員が勝手に執行部に口出しして、邪魔するようなことは絶対にしてはならない」ということであり、この考えは要領策定の中でも共有、確認され、対応要領の魂として生かされている。

調査を進める中での検討事項としては、「2元代表制としての役割を重視するのか」、また「議事機関としての役割を重視するのか」といったことがあったが、最終的には議事機関としての役割を重視し、議事機関として執行部の災害対策本部を支援することとした。議員と一般市民の違いは「議決ができるか、できないか」であると考え、一般市民が何人いたとしても議員がいないと必要な予算や条例などの議決ができないことから、対応要領では、議員は、議決ができる議事機関の一員として、自らの命を大切に、身を守り、安否を速やかに議会事務局に知らせることを第一に掲げている。

また、発災時に会議体を設けるかどうかについても検討事項となったが、八尾市議会災害対策会議を設けることとし、会議規則への位置付けも行った。実際の会議の招集に当たっては、議会としての独自の基準を持つわけではなく、執行部において災害対策本部が設置された際に招集されることとしており、各派代表者会議の構成員が災害対策会議の構成員となっている。

議員個人からの災害対策本部への要請等は、緊急の場合以外には行わないこととし、災害対策会議を経て行うこととしている。具体的には、各議員が自会派の各派代表者会議の構成員に伝え、災害対策会議で出た話を議会事務局長が市の災害対策本部の中で伝えるとともに、そこで得た執行部の情報を持ち帰り、災害対策会議で伝えるという流れとなる。このことにより、情報が錯綜せず、また情報の共有化が図られることとなる。

従前の市の地域防災計画では、議会事務局職員は執行部の災害対策本部の中に組み込まれていたが、議会の活動を支援する議会事務局職員が執行部の業務に従事することとなると、災害対策会議で何かを決定したとしても実行することができな



くなることから、執行部と調整した結果、地域防災計画が改められ、議会事務局職員は、議会の支援を優先的に行うこととなった。

議員の安否や参集の確認は、市職員が登録し、活用している安否確認サービスに議員も登録することにより行っている。経費は、初期導入費用で約 26 万円、毎月の費用が 3 万円となっている。毎年、抜き打ちで応答訓練を行っているが、応答率が年々減少傾向にあることから、よりよい安否確認のあり方について、現在検討しているところである。

仕組みは作ったので、その仕組みを実際に生かすことができるよう、議員はもちろん、市長以下、執行部の職員も参加のもと、会議中に地震が発生した場合を想定した議場防災訓練なども実施している。

#### <質疑>

問：議場防災訓練で傍聴席から避難する際にヘルメットをかぶっていたが、ヘルメットは傍聴席に用意されているのか。

答：訓練時に、はしごから下に落ちてはいけないという配慮からヘルメットをかぶっていたが、実際には傍聴席にヘルメットは用意されていない。その代わりに傍聴席には座布団が用意されており、その座布団を活用してもらうようにしている。

問：座布団の活用などの傍聴者に対する周知や指示は、どのように行うのか。

答：傍聴席の担当職員から、口頭で、「頭を守る行動をとってください」、「座布団を使ってください」などと呼び掛けることとしている。

問：何回か訓練を実施していると思うが、内容や想定を変えることはしているか。

答：これまでは、時間や内容を事前に周知し、全員が全てを分かっている中で訓練を行ってきたが、近々、議員にも職員にも詳細を伝えないブラインド型の訓練を実施する予定で準備を進めている。

問：東日本大震災を契機に取り組みが進められてきたとのことだが、昨年成田市でもあったような台風や大雨、停電などへの対応については、何か考えているか。

答：大雨による被害としては、1 級河川である大和川の氾濫や土砂災害が想定され、執行部でハザードマップの見直しが行われている。議会としては、災害が起きた際に議員が何をすべきかを記した、折りたたんで携帯することができる紙を作成したり、議会フロアにおける飲料水などの備蓄物資の見直しなどを行っているところである。

問：市の災害対策本部が設置されると議会の災害対策会議も設置されるとのことだが、風水害が想定される場合などで早めに災害対策本部が設置されたときは、議会でも災害対策会議が設置されることとなり、構成員は参集することとなるのか。また、構成員は、災害対策本部が解散されるまでは、ずっと議会内で待機することとなるのか。

答：災害対策本部が設置されれば、災害対策会議も設置され、その構成員は参集することとなる。災害対策本部がある間は災害対策会議があるので、その会議に出席するとともに、休憩中は議会内で待機することとなる。

問：災害対策会議への出席は、公務扱いとしているか。

答：災害対策会議は、会議規則において協議又は調整を行う場として位置付けており、公務扱いとなる。

問：議員が地域からの様々な要望や情報などを自会派の災害対策会議の構成員に伝え、災害対策会議で集約し、災害対策本部に伝えるとなると、情報の伝達が遅くなってしまうのではないか。

答：今のところ、そのような形をとっていることから、情報が災害対策本部に伝わるまでに時間がかかってしまうこともある。議員にタブレット端末を支給している先進市では、災害の状況などを撮影するなどして、迅速な情報共有が図られる仕組みを構築している事例もあることなどから、改善に向けて検討しているところである。

## 【委員所感】

### ○ 委員 荒川 さくら

八尾市議会では、常任委員会の所管事務調査、大規模自然災害時の対応要領、予算決算委員会の常任委員会化と分科会方式での審議について視察した。

成田市議会の常任委員会の所管事務調査は、市からの報告を受け、質疑を行っている。一方、八尾市議会では、年度当初に調査が必要だと思ふテーマを委員会の協議で決め、視察や協議を繰り返し、年度末には市への提言を行うという形をとっていた。

委員会の協議会開催が頻繁になり、議員の負担は増えるものの、一定のテーマについて議員間でしっかりと調査、議論し、報告や提言につなげていることは、とても画期的だと感じた。

テーマを決める協議の中で、中々テーマが決まらないということもあるという。また、議員それぞれの考え方が違うため、市への提言としてまとめられず、調査、協議結果の報告で終わることもあるとのことだが、そこまでの議論の過程だけでも、価値のあるものだと思う。もちろん、委員会としての提言をまとめ、市に提案することができれば、より重みのあるものになる。

成田市議会で実施する場合、議会報告会などで寄せられた市民の声や、各議員が聞いてきた声などもテーマに反映できれば、市民の議会への関心が高まり、議会の役割を果たすことができると思う。また、そういったことを毎年行うことができれば、議会に対する信頼、期待につながっていき、議会の力を強くすることができる。参考にし、実施できればと思う。

大規模自然災害発生時の対応については、要領をつくるに当たり、専門家や被災した経験のある議会からの意見を聞いたり、視察をするなど、丁寧に策定されていると感じた。

成田市議会でも、議場での避難訓練を実施したが、八尾市議会では執行部も参加し、けが人や階段崩落などの想定もして、布担架での搬送や、はしごを使った避難など、具体的な訓練を行っていた。今後、大いに参考にする必要はある。

予算決算常任委員会については、議長を除く全ての議員が参加し、常任委員会と同じ構成の分科会で質疑を行っていた。これにより、より専門性の高い、具体的な審議をすることができる。一方で、市政の全体に関わる質問が行いづらくなるのではないかという課題や、担当の分科会以外の審議には参加できないため、常任委員会の数より少ない人数構成の少数会派にとっては、デメリットも大きいと思う。八尾市議会では、決算、予算の議案提案時に、自分が担当する分科会以外の項目についても質問できるとしている。しかし、八尾市議会では一般質問や一般議案の審議が終わった後、決算議案が上程されており、会期も長く審議のための準備期間も長いものに対して、成田市議会では開会日に予算、決算議案も他の議案と一緒に上程されており、質問準備の十分な時間が担保されない可能性がある。加えて、現在は審議に必要な資料が、委員会開催の数日前に提示されており、この方法を導入する場合は、全体的な議会日程の変更、調整が必要になる。

よりじっくり審議できるメリットがあるものの、成田市議会を導入する場合は、これらの

調整や少数会派でも審議の機会が保障されるよう、時間をかけて協議していく必要がある。

最後に、八尾市議会では、議員、議会が自主的に動いている印象を受けた。これを支える要因の一つに、議会事務局の力もあると感じた。とりわけ、予算、決算の常任委員会化や所管事務調査の充実には、事務局の力が重要となる。八尾市は中核市であるものの、議員定数が 28 人と成田市議会の 30 人より少なく、予算規模の差もそれほど大きくない。しかし、事務局職員は 15 名と成田市議会の 9 名よりはるかに多い。成田市議会で実施する場合、事務局の仕事量が極端に増えるようであれば、事務局の体制強化も必要である。

## ○ 委員 荒木 博

八尾市議会の予算決算常任委員会については、当初、予算議案はその予算を所管する常任委員会に分割付託し、一方、決算議案については、7名の委員で構成する特別委員会で例年審査していましたが、予算と決算を審査する議員が異なり、決算審査で明らかになった課題が予算審査に反映されているか、予算審査で要望した事項が決算で反映されているか確認できないということから、平成 26 年 12 月に議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会が設置され、平成 27 年 3 月定例会から、この委員会による審査を開始することとなりました。この委員会の設置により、審査時期を前倒ししたことで、決算審査の結果を次の予算に反映しやすくなることから、議会のチェック機能は一段と高まったとのことです。

私の所属する政友クラブでも、3年ほど前に予算決算の各常任委員会への分割付託等の勉強会を実施したこともあり、成田市議会でも取り入れていければと思います。その中で、各常任委員会に所属議員がいる会派は良いのですが、それに属さない少数会派や会派外の方が、自分の分科会以外でどのように十分に審査できるかが課題ではないかと思います。

次に、常任委員会の所管事務調査については、平成 23 年 9 月から各常任委員会で開始されました。市から提案された議案を審査するのとは違い、各常任委員会が自主的にテーマを決めて調査を行い、報告書を作成して市長に提出していて、市長は議会に対して処理経過と結果について報告をしています。すぐに成田市議会に実施できるかについては、今後調査の必要がありますが、八尾市議会の議会改革は進んでいるということを実感いたしました。

最後に、大規模自然災害発生時の対応要領については、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災という未曾有の災害を教訓に、平成 26 年 2 月に大規模自然災害発生時の市議会の対応を定めた「八尾市議会における大規模自然災害発生時の対応要領」が策定されました。市長が災害対策本部を設置した際に議会として市議会災害対策会議を設置し、早急かつ的確な意思決定を行う体制を構築することや、議員が速やかに本会議等に応招できるよう、安否の報告を議員の役割とするなど、災害対策本部との連携や議員の対応等について取りまとめたものです。

成田市では令和元年 9 月 9 日の台風 15 号により多くの市民が災害を受けている中、午前 10 時から予定どおり各委員会等が開催されました。私の住む地区では、停電がない地区から 5 時間程度の停電で済みましたが、成田市全域では、地域により 1 週間以上の停電等、インフラの被害等もあり、市民の皆様からは、市の対応が遅い、また、このようなときに議会の委員会等を開催するのではなく、日程を延期するべきなどの指摘があり、それを踏まえて成田市議会でも災害時対応マニュアルを 9 月 26 日に策定し、今後、自然災害等発生時には、マニュアルに沿って対応することとなります。八尾市議会の災害時の対応も参考に、議会として、議員として、よりよい対応や行動ができるよう努めてまいりたいと考えます。



## ○ 委員 上田 信 博

令和元年度の議会運営委員会行政視察は、知立市議会、八尾市議会、堺市議会における議会改革の取り組みをテーマとして実施された。以下、八尾市議会での視察結果を中心に所感を述べていきたい。なお、八尾市議会における視察テーマは、「予算決算常任委員会について」、「常任委員会の所管事務調査について」、「大規模自然災害発生時の対応要領について」の3点であった。

### ・ 予算決算常任委員会について

八尾市議会において予算・決算審査の見直しが進められた背景としては、それまで行われていた議案の分割付託の解消が大きな要因の1つであったと考えられる。成田市議会では、もともと議案を分割して付託することはしておらず、その点においては状況が少し異なっていた。

また、成田市議会における予算・決算特別委員会の委員は、まず各常任委員会から2名を選出し、その後、会派の構成人数を考慮した上で、最終的に12名が決定されている。このことから、現状においても各委員会の専門性を発揮することができないわけではなく、また会派間のバランスもとれており、成田市議会がこれまで築き上げてきた委員選出方法や委員構成に必ずしも問題があるとは思わない。仮に現時点における審査に課題があったとしても、それが限られた委員による集中審査という枠組みによるものではないことも考えられる。

メリットがあるとされる一方、会議が多くなること、会期が延びること、日程調整が大変であることなどのデメリットもあるとのことであり、それらも含めて、議会や議員はもちろん、執行部への影響などについても十分考慮しつつ、議員間で考えを共有し、合意形成を図りながら、慎重に、そして丁寧に、審査手法に関する協議、検討を進めていくべきであると考えられる。もちろん、他市議会の審査手法を否定しているわけではなく、参考にすべきところは大いに参考にさせていただきながら、成田市議会の実情に合った審査手法はどのようなものなのかについて考えていきたい。

### ・ 常任委員会の所管事務調査について

八尾市議会では、毎年、各常任委員会が主体的に1年間の調査事項を決定した上で、視察等を含む調査活動を行い、執行部に提言を行うというサイクルの所管事務調査が行われていた。

成田市議会においても以前から常任委員会の所管事務調査は行われているが、執行部からの報告を受け、その報告に対して質疑を行うというのが中心となっており、どちらかと言えば受動的なものとなっているかもしれない。しかしながら、委員が、その委員会の所管に属する事項に関し、自主的に質疑を行うこともあり、また、例えば特別委員会ではあるが、空港対策特別委員会では、千葉県や空港会社などに対し、委員会が主体となって要望書を提出するなどの自主的な活動も行っている。

議会や委員会の権能などを考えた上での行政視察なども絡めた常任委員会の所管事務調査の実施は、大変参考となる取り組みであった。

### ・ 大規模自然災害発生時の対応要領について

八尾市議会における大規模自然災害発生時の対応要領の特徴としては、議会が議事機関として果たす役割を明確にするということが挙げられ、議会における災害対策会議の設置やその役割、議員の対応、議会事務局の役割などが定められている。

昨年の台風をきっかけとして、成田市議会では災害時対応マニュアルを整備したが、現状、この中には災害時の議会運営等については定められていない。また、議会事務局職員は、執行部の災害対策本部のもとでの役割もあり、議会の活動への支援が十分に行えないという課題もある。

成田市議会においても、これらを改善し、災害時であっても議会としての役割を果たすことができるよう、必要な事項を定めた議会業務継続計画の策定を急ぐべきであると考えます。

#### ・総括

今回の視察では、各市議会における様々な議会改革の取り組みについて話を伺うことができました。特に、災害時の対応などの共通のテーマを設定することにより、それぞれの議会における取り組みの比較が可能となるとともに、特徴が明確となるなど、今後の議会改革について考えていく上でも大変有意義なものとなった。

一方、議会改革は、それ自体が目的ではない。そして、それは表面的、形式的なものではなく、本質的、実質的なものでなければならない。これまでの経緯も十分に踏まえた上で、現状における問題点や課題、目指すべき理想の形、改善策等について、議員間で十分に議論をし尽くし、皆で納得して、共通の認識を持って進めていくべきものであると考えます。

今回の視察における他市議会の取り組みを参考にしつつ、議会運営委員会の一員として、今後も市民福祉の向上と市の発展に寄与するより良い議会となるよう努力していきたい。

### ◆堺市議会 令和2年1月10日（金）午前9時30分～

#### 議会改革の取り組みについて

##### （1）議会力向上会議について

##### （2）堺市議会業務継続計画（BCP）について

#### （1）議会力向上会議について

平成21年9月に堺市が政令市となって初の市長選挙が行われ、前市長が就任してから、市長提出議案が否決されたり、議員提出の可決議案が市長により再議に付されたりと、議会と市長の関係が緊迫したものとなったことを踏まえ、当時の議長が、市長と対峙していくためには、議会の権能を強化し、議会力を向上させていくことが必要と考え、平成23年6月に議会力向上会議が設置されることとなった。

会議の構成は、議会運営委員長を座長に、議会運営副委員長を副座長に充てるとともに、各会派から2名を選出することとしている。なお、各会派からの選出に当たっては、なるべく会派への持ち帰りがなくても済むよう、その場で会派の意思決定ができる議員の選出をお願いしている。

会議の開催に当たっては、開催日の約1週間前に、正副座長による協議内容や配付資料等の確認が行われ、その後、各委員に協議内容等を説明し、議題に関してあらかじめ会派内で協議した上で、会議に出席するよう依頼している。

課題や協議すべき案件がある場合には、まずは議会運営委員会において、どこで協議するのかを決定し、議会力向上会議で協議することが決定されれば、議会力向上会議で協議を行い、意見集約をした上で、その結果を議会運営委員会に報告し、議会運営委員会で決定することとなる。なお、議会力向上会議で調整された案件については、議会運営委員会では形式

的に了として決定されることとなる。

議会力向上会議は、協議又は調整を行う場として、平成 26 年 9 月に会議規則に位置付けられおり、これまでに 43 回開催されていて、その資料や会議の要点記録については、議会のサイトで全て公表している。

議会力向上会議の協議項目や審議スケジュールについては、年度当初に決定している。各議員からいろいろな意見が出たとしても結論に至らない事例も多かったことから、各会派からその年度に協議したい項目を提出してもらい、その中から項目を絞り込んで、会議で協議すべき項目を決定している。もし、定められた期間内に意見集約ができなければ、各会派間で合意できない事項があるということであるので、議会力向上会議の中では、一旦、協議を打ち切ることとしているが、議会力向上会議外で、議員間で協議が行われた結果、翌年度に改めて協議事項とされる場合もある。

具体的な協議改革項目としては、委員間討議、請願・陳情者の意見陳述、議会報告会などがある。

### <質疑>

問：予算と決算を審査するための特別委員会は、どのように進められるのか。また、審査日数は何日か。

答：予算・決算については、特別委員会を設置し、審査を行っている。従前の特別委員会では、常任委員会単位の 6 つの分科会を設けて、各常任委員会終了後に引き続いて審査を行っていたが、議会力向上会議での検討の結果、現在は、試行段階ではあるが、議長を含む全議員が委員となり、常任委員会単位の分科会とせずに、3 つの常任委員会をひとまとめにした第 1 分科会と第 2 分科会の 2 つの分科会を設け、常任委員会とは別日程で審査を行っている。なお、委員の入替え等については、柔軟な対応が可能となっている。予算・決算に関する審査日数としては、本会議における質疑で 2 日、特別委員会の分科会で 3 日、特別委員会の全体会議で 2 日で、合計日数は 8 日となる。

問：議会報告会について、意見交換終了後、議員が総括発表を行うとのことだが、どのような報告が行われるのか。議会や委員会の見解は、どのようにまとめられているのか。

答：総括発表は、ファシリテーターを務めた議員が、意見交換の内容を報告するのであって、いただいた意見を具体的にどうしていくかということまでを言うものではない。なお、意見交換の冒頭に、司会者から、議員の発言は、議会としての考えだけでなく、個人の考えも含まれるということについて説明をしている。

## (2) 堺市議会業務継続計画（BCP）について

### ① 検討・策定経過

堺市議会では、平成 29 年第 1 回定例会で議会基本条例を改正し、議会が災害の発生時に継続して担うべき役割及び責務に関する計画の策定を規定した条文を追加したことを受け、議会力向上会議の場で議論を行い、平成 30 年 4 月に、堺市議会業務継続計画（BCP）を策定した。この計画は、災害発生時の議員の活動原則や議会の初動対応、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化し、市当局との協議、調整等を行う堺市議会災害対策会議の設置などについて規定している。大規模災害が発生した場合には、市当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑に、迅速に実施できるよう、市議会として協力、支援を行うとともに、議員としてどのように動き、議会としてどのように対応する

かについて、議員と議会事務局職員が共通認識を持つことが重要になることから、BCPは必要なものであると考える。

BCPの必要性については、平成27年頃から話が出ており、平成28年度に議会力向上会議の中で議会基本条例の検証を行った結果を踏まえ、BCPに関する規定を加える改正が行われ、その後1年程度かけて、その具体的な内容について議会力向上会議で検討していくこととなった。

議会力向上会議では、どのような項目や内容を盛り込むか、計画の全体像について協議を行い、目的・方針には計画を策定するに至った理念や議会として必要な権能を発揮することについて規定することとし、議会の果たすべき役割を中心として計画を策定することとした。具体的な計画の内容については、ワーキンググループを設置して、少人数で集中的に協議することとした。なお、ワーキンググループは非公開とした。ワーキンググループでは、計画の目的・方針（必要性）、議員の活動原則、災害対策会議の設置、災害対策会議と議員の役割、議員と議会事務局職員の行動内容、対象災害時の議事運営、本会議や委員会等の会議の開催に向けた具体的対応などについて、6回にわたって協議が行われ、計画案が取りまとめられるとともに、災害対策会議を法的に位置付けることやマニュアル等の作成についての提案が議会力向上会議になされ、その後、議会運営委員会で最終的な協議が行われることとなった。

議会運営委員会では、堺市議会業務継続計画（BCP）を策定し、平成30年4月1日から施行するとともに、災害対策会議について法的根拠を有する会議と位置付けることを決定し、本会議において会議規則の改正が全会一致で可決された。

## ②運用事例と課題

平成30年6月には、大阪北部地震があった。発生日時は6月18日の午前7時58分で、堺市堺区では震度4であり、BCPで規定している設置基準に達していなかったことから災害対策会議は設置されなかった。しかし、電車が止まるなど公共交通機関に混乱が生じたことなどから、午前9時の段階で登庁できていた議会事務局職員は8人だけであった。

当日は、2つの委員会の開催が予定されており、会議を開催するかどうかについて委員長と協議しなければならなかったが、電話やメールが通じにくく、対応に苦慮した一方、LINEやMessengerなどのSNSは通じるということを議員も議会事務局職員も身をもって実感することができるなど、改めて大規模災害発生時の情報伝達が課題として認識された。

また、平成30年9月には台風21号が襲来したが、その際、堺市議会では会期中であり、台風の進路については事前に気象庁の予報等で把握していたことから、予定どおり会議を開催するかどうかということについて議論が行われた。

当初、9月3日から5日にかけて本会議の開催が予定されていたが、台風の最接近が4日と予測されていたことから、3日の本会議終了後に臨時の議会運営委員会を開催し、4日の本会議を中止とするとともに、日程を1日ずつ遅らせることとした。また、台風後の市当局による災害復旧対応等を考慮し、9月10日に開催が予定されていた2つの常任委員会も1日ずつ遅らせることとした。

実際には、台風の強風により広範囲で停電が発生するとともに屋根が飛ばされるなど、かなりの被害があったことから、5日に本会議を開催したことに対し、市民から数件の苦情が寄せられた。BCPでは、議員が直接、災害対策本部に要請するのではなく、災害対

策会議に情報を集約した上で災害対策本部に要請を行うと定めているが、マンションの停電や給水等に関し、複数の議員から直接災害対策本部への連絡があったとのことで、BCPを策定しているが、BCPに基づいた行動ができていない面もあり、今後、どのような形で訓練をしていくかというのが課題となっている。

議員の安否確認についてはメールでやり取りをするということが定められていることから、今年度訓練を行ったが、なかなか返信がないということもあり、実際に災害が起こったときに大丈夫かということと、通信障害があり得るということについて、議員と議会事務局の意識を高めることが必要であると考えられる。なお、阪神・淡路大震災の発生日である1月17日に伝達訓練を予定しているところである。

現在、若手議員から議会事務局に対し、メールでの通信が難しい場合を想定してLINEやMessengerなどのSNSを活用できないかという提案がなされていることから、財政当局に要望しているが、今のところ容認が得られていない状況であり、情報伝達手段の確保が課題の1つとなっている。

### ③計画の概要

平成30年4月に堺市議会業務継続計画（BCP）を策定し、同年12月に改訂を行っている。

その内容は、市の災害対策本部等が設置された場合には自動的に災害対策会議が設置されるという考えと、議長が議会4役と相談して設置を判断するという2つの考えがあったことから、災害対策会議の設置基準が不明確であったので、これを明確化したことと、平成30年の台風21号の際に、議員が直接市当局に要請等を行い、市当局の対応に混乱を生じさせたことから、災害対策会議を設置しない程度の災害であっても、対象災害発生時の議員の活動原則を尊重してその原則を準用し、BCPで定めた行動をすることとしたことである。

なお、今のところ、BCPの対象災害として台風は規定されていないが、現在、市当局で地域防災計画の見直しに関するパブリックコメントを実施しており、最大風速が秒速30メートル以上の台風が上陸又は最接近することが見込まれるときを災害対策本部の設置基準として加えよう

としている。この案が成案となった場合には、BCPが対象とする災害への追加について検討する必要があると考えている。



BCPでは、発災後の時間の経過を目安として、災害対策会議、議員、議会事務局職員がそれぞれすべきことをまとめている。発災直後は自身の安全確保や被災者の救出・支援、6～24時間は災害対策会議の設置や招集、その後情報収集や情報伝達を行っていくこととなる。

BCPの本体では、大きな枠組みを定めることとしており、具体的な行動や対応については、別途マニュアルを作成し、災害発生時初期の議員の役割や当局への情報伝達の流れ、参集方法などを留意事項としてまとめている。災害時の服装や携行品等についても定めているが、発災後、議員が議会関係フロアにおいて継続的に業務に従事することも考えられるため議員用の非常食用食料や飲料水の確保に努めることが規定されていることから、現在、予算の範囲内で飲料水の確保などをしていこうと考えているところである。なお、BCP

に関する視察に行った際に、傍聴者用のヘルメットを用意していた議会があり、BCP を検討するワーキンググループの中でも意見があったことから、予算面での調整が必要ではあるが、検討を進めている。

#### <質疑>

問：災害対策会議について、法的根拠を持たせたことによる会議と議事録の公開の考え方は。

答：災害対策会議の公開については、特に定めがないことから、会議の中で協議して決定することとなると考えられる。会議録については、対応マニュアルに基づき要点記録を作成し、公表している。

問：市の地域防災計画の中における議会の災害対策会議の位置付けはあるか。

答：地域防災計画の中には、災害対策会議は位置付けられていない。

問：市の災害対策本部等が設置される災害をBCPの対象としているとのことだが、議員に對して、災害対策本部等が設置されたという連絡はあるのか。

答：議会事務局から議員に連絡がされることとなっている。

#### 【委員所感】

##### ○ 委員 一山貴志

1月10日、議会運営委員会にて議会BCPを策定している大阪府堺市を視察しました。

堺市議会では、平成29年定例会において堺市議会基本条例を改正し、本市議会が災害の発生時に継続して担うべき役割及び責務に関する計画の規定を追加され、平成29年度、議会力向上会議の場で議論を行い、平成30年4月、堺市議会業務継続計画（BCP）の策定に至ったそうです。

この計画では、災害発生時の議員の活動原則や議会の初動対応、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化、市当局との協議、調整等行う「堺市議会災害対策会議」の設置、大規模災害発生時には市当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、協力、支援を行うとともに、本会議の速やかな開催等、議事機関としての機能の迅速な回復等を目指し、議会として、その責務を果たす計画となっております。

昨年の台風災害を受け、成田市議会にも必要な計画となっております。災害時に議会が果たすべき役割を明記した議会業務継続計画（BCP）の策定が急務であると、改めて感じました。

##### ○ 委員 海保茂喜

###### ◇議会力向上会議

1月10日（金）は、大阪府堺市議会の「議会改革の取り組みについて」先進地視察を行いました。堺市議会は早稲田マニフェスト研究会が発表している議会改革度ランキングで政令指定都市での1位を4年間続け、市町村でのランキングでも毎年10位以内で、平成30年は9位となっています。ちなみに成田市議会は上位300位内にも入っていない状況で、ランキングが全てではありませんが、一つの目安として参考にし、更なる議会改革を進めなければなりません。

堺市議会で議会改革が進んだのは、維新の会として前市長が当選し、議会がオール野党になり、市政が緊迫した状況になったのが機会となったということでした。議会機能の強化及び活性化を図るため、議会力を向上する目的で、平成23年6月「議会力向上会議」（各会

派から人選された議員 13 人で構成)を設置して精力的な協議を行い、平成 25 年 3 月「堺市議会基本条例」を全会一致で可決・制定しました。

条例に基づき、市議会のインターネット中継、市民に対する議会報告会の開催、傍聴席の改善、本会議における一問一答制の導入などの新たな取り組みを定めています。傍聴しやすい環境の整備にも取り組んでいるようで、議論のしやすい円卓の議場となっていますし、傍聴席に車いすスペースや議場に親子室の設置もされています。また、大型スクリーン(150 インチ×2 台)を設置してあり、傍聴者から議員の表情なども見ることができます。

堺市議会では議会基本条例に基づき議会改革が進められていますが、地方分権時代にふさわしい議会として、情報公開・住民参加・議会機能強化を内容とする独自の条例を制定し、住民に開かれた議会改革を推進し、議会の活性化が図られています。

成田市議会の議会基本条例も大きな違いはなく、堺市議会と同じように定められているものが多くあります。しかし、議員間討議・公聴会・政策提言など、せっかくの条例に定めてある規定が使われていないことが問題です。

地方分権改革の推進により、地方公共団体の権限が拡大する中で、地方公共団体の意思決定・執行が適切なものであるかをチェックするため、地方議会が果たすべき役割が大きくなっています。成田市議会として、議会改革を次のステップに押し上げるためには、全議員に取り組む姿勢があるのかが大事なことと考えます。一連の改革を通じて、市議会での合意形成に向けた活発な議論が尽くされ、市議会に対する市民の参画が着実に進んでいくことが、地方分権時代にふさわしい議会のあり方であり、議会機能の強化及び活性化が図られると私は考えます。

#### ◇堺市議会業務継続計画(BCP)

BCPとは英語の「Business Continuity Plan」の頭文字を取った略語のことで、日本語では「業務継続計画」と呼称されています。業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

平成 23 年 3 月に東日本大震災が起きたのち、全国でさまざまな災害が多発し、議会としての対応のあり方が注目されるようになってきました。災害対策基本法は自治体に地域防災計画を定めることを規定していますが、地域防災計画の中に議会に関する記述はほぼないと言われています。そのため、議会として災害にどのように関わるのか、議会自身が議論し、定める必要があります。

堺市議会では、平成 29 年第 1 回定例会において議会基本条例を改正し、市議会が災害の発生時に継続して担うべき役割及び責務に関する計画の規定を追加しました。これを受けて、平成 29 年度議会力向上会議の場で議論を行い、平成 30 年 4 月に堺市議会業務継続計画(BCP)を策定しました。本計画は、災害発生時の議員の活動原則や議会の初動対応・通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化し、市当局との協議・調整等行う堺市議会災害対策会議の設置、また本会議等の開催に向けた具体的な対応などを規定し、議会として迅速に対応する必要があると認めるものについては継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めています。

自治体は、首長と議会の二元代表制をとっていますが、議会は非常時においても議事機関

としての機能を担保することが必要です。災害時の行動指針を定めるだけでは、絵にかいた餅になってしまう可能性があります。実効性を持たせるためには訓練と検証が必要ですし、住民の自助・共助の意識を高める機会や政策・提言をつくることも議会として肝心です。災害時など非常事態における議会の行動指針を定めている議会のうち、訓練も検証も行っていない議会は多くありますが、非常時に実践できるよう、平常時に検証や訓練を行うことが重要です。

成田市議会は、令和元年9月に災害時対応マニュアルを制定しましたが、災害発生時に、市当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑・迅速に実施できるよう、協力・支援を行うとともに、本会議の速やかな開催等、議事機関としての機能の迅速な回復等を目指し、議会としてその責務を果たすことが求められます。

成田市議会としても、議会基本条例を改正するとともに、業務継続計画（BCP）を策定することが喫緊の課題と私は思います。そして、議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がありますから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うことが望ましいと考えます。

## ○ 委員 宇都宮 高明

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」をはじめ歴史と伝統のある政令指定都市、堺市議会は、議会改革度調査において全国の議会でも上位（20政令指定都市中第1位）であり、今回の調査事項の議会改革の取り組み（議会力向上会議、議会業務継続計画等）についても学ぶことの多い視察となりました。

### 『議会力向上会議』

平成30年度の日経グローバルの全国815市区議会の「議会活力度」調査において、堺市議会は総合順位60位でした。（成田市議会は165位で、千葉県下では上位です。）

視察説明から受けとれたことは、市長と議会との緊張関係が議会活力度を上げる要因であり、「議会力向上会議」もそのような状況のもとで設置されたとのことでした。

議会力向上会議は、平成23年度に「地方分権時代にふさわしい議会のあり方について協議し、議会機能の強化や議会の活性化を図るため」に設置されました。当初は議会基本条例の制定に力を入れ、平成25年に議会基本条例制定後も具体的な検討項目を定め、毎年改革を積み重ね、設置以来42回（令和元年8月27日現在）の会議が開催されているとのことでした。また、平成29年度からは、検討項目やスケジュール、調査した分析結果などを時系列で議会ウェブサイトに掲載し、住民にとっても議会改革の経緯を示すようにしているとのことでした。会議の構成は、各会派から2名ずつ、会派外1名の議員が選出され、議会運営委員会の正副委員長が正副座長となっています。

成田市議会においては、議会基本条例制定後は議会運営委員会で議会改革への取り組みを継続的に行い、現在、「成田市議会議員政治倫理条例」の制定に向けて努力しているところです。成田市議会において別組織を設置するかどうかは今後検討するとしても、議会改革の検討項目、スケジュール、調査した分析結果の公表等、堺市議会の「議会力向上会議の審議スケジュール」を参考に、議会改革を進めていく努力をしなければならないと考えています。



## 『議会業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）』

昨年9月9日未明に千葉県各地を襲った台風15号は、成田市においても直接的な風水被害をはじめ、2万6千軒以上の大規模停電が発生しました。

この件に関しては、千葉県や東京電力の「初動対応の遅れ」や「見通しの甘さ」が指摘されましたが、成田市においても同様の状況であったことを大いに反省しなければなりません。9月議会開催中であった市議会として、差し当たっての指針の整理は行いましたが、今後の大規模災害に備えるためにも、市議会業務継続計画の策定を行うための調査研究を行った次第です。

堺市議会では、災害が発生した場合には、議員が地域活動の中で収集した地域情報を市の災害対策本部などの執行機関に伝達するなど、必要な協力、支援を行う必要があります。議会として災害等の発生時においてもその責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めるために議会業務継続計画（議会BCP）を、平成30年4月に策定し、平成30年12月に改訂したとのことでした。

堺市議会BCPでは、「対象となる災害」、「対象災害発生時の議員の活動原則」、「対象災害発生時の議会の対応原則」、「災害対策会議（設置基準、公正、所掌事務、情報伝達方法）」、「各組織との関係」、「対象災害発生時の議会の初動対応」等々が整理されていました。議会内に設置される災害対策会議は、正副議長を正副座長とし、議会運営委員会の正副委員長、各会派代表者で構成されています。

成田市議会としては、昨年の台風15号の市の対応を含めて、成田市業務継続計画改訂への提案等を行うとともに、成田市議会業務継続計画の策定を早急に行われなければならないと考えています。

## 『予算決算委員会』

今回の視察のテーマとして、予算決算委員会の運営についての調査が挙げられていました。

堺市議会では、2月定例会において予算審査、8月定例会において決算審査の特別委員会を設置しています。構成は、議長を含む全議員でされており、以前は全体審査を3日間、6常任委員会の審議終了後に予算決算審査のための分科会を行っていたため、合計で6日間行われていたとのことです。しかし、分科会の終了が夜遅くなること等により、現在は、全体審査は3日間ですが、予算、決算を審議するための分科会を1日に第1分科会、第2分科会と、2つの分科会を開催することとして6常任委員会分の分科会審査を3日で行っているとのことです。第1、第2のどの分科会に参加するかは、各会派で調整するとのことでした。

成田市議会におきましても、以前、全議員参加の予算、決算審査を模索しましたが、合意には至りませんでした。本テーマに関して、今回の視察で学んだことは、予算、決算審査を常任委員会か特別委員会かは各々の議会の状況で設置するにしても、基本的には全議員参加方式を検討していくときだと考えます。

## 『まとめ』

今回の議会運営委員会の視察では、共通のテーマを持って各市議会の視察・調査を行うことができ、大変参考になりました。まずは、可能なものから、早急に取り掛かりたいと考えています。

## 6. 委員長所感

### ●議会 BCP（業務継続計画）の必要性を痛感

成田市が、昨年 9 月に発生した台風 15 号など一連の台風災害により、甚大な被害を受けたことは記憶に新しい。そこで、知立市、堺市では議会 BCP、八尾市では大規模自然災害発生時の対応要領について視察した。

成田市議会においては、昨年 9 月に災害時対応マニュアルを制定したが、災害時における機関としての情報収集、災害支援活動を実施できる体制は整っていない。二元代表制の一翼を担う議会として、災害時、市民の負託に応えられる対応策を具体化することが喫緊の課題といえる。発災時に市が設置する災害対策本部と連携することで、議会においても適切な情報収集、有機的な復旧・復興に向けた体制を構築する必要があることは、先般の災害で身にしみて感じたところである。

BCP をより機能的にするためには、行政サイドの職員としてではなく、議会の職員として議会事務局職員の役割の重要性を明文化することをはじめ、会議の開催基準や判断、議事録作成や公開の是非など、初動期・展開期・安定期の行動規範を設けておくなど、より具体的に明文化することの必要性を感じた次第である。実務としての災害対応は行政になるため、議会は後方支援となると考えるが、災害時の議会・議員の役割、災害時の市との関係、それに想定する災害、業務継続の体制及び活動の基準などを明らかにすることで、災害対応に力を注げるよう、その体制整備に向けて速やかに検討を開始したい。

### ●時代にあった傍聴規則の見直しの必要性

成田市議会のみに限ったことではないが、現時点において「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない」と傍聴規則に明記されており、時代にあった見直しの必要性を感じる。これまで傍聴規則に目が行き届いていなかったが、規則の見直しを進めていきたい。

また、児童や乳児の傍聴許可とともに、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえ、補助犬など同伴の可否や、携帯電話、パソコンの使用の可否などについても研究を進めたい。

### ●予算決算常任委員会による議論の深化を

予算決算常任委員会は、常任委員会と同じ構成の各分科会にて審査し、各委員間の議論の後、分科会報告を行い採決がなされる手法となる。成田市議会のように 12 名選任による集中審議とは異なり、全議員が審査に関与することで、多面的な審査を進められるのが特徴だ。

議案不可分の原則を考慮する必要があるため、現在成田市議会が採用している特別委員会方式の方が一面ではスムーズであり、分科会や理事会の設置といった多少テクニカル業務が増すことになることが想定されるが、特別会計を含め約 1000 億円という我が市の予算規模を考慮したとき、12 名 4 日間で審査するよりも全議員が専門的知見をもって参加している各常任委員会（分科会）で審査が行われることで、チェック機能の向上と議論の深化が図られるのではないかと。また、全議員が審査に加わることにより、予算と決算を一貫性ある視点で審査でき、現行よりも多くの審査時間を費やすことが可能となる。

会期日数の増加やそれに伴う日程調整、少数会派にあっては全ての分科会審査に参加できないなどといった課題もあることから、メリットとデメリットを精査しながら、成田市議会における導入可能性を探っていきたい。

### ●議会改革の目標設定と継続性

上記項目以外に取り組んでいる議会改革として、常任委員会における所管事務の能動的な

調査や議会力向上会議、議員間の自由討議などについても何うことができた。

そのそれぞれに感じたことは、「まず、やってみる。」ということだ。そして、改革すべき事項や検討内容の洗い出し、改革事項の優先順位の設定だけにとどまらず、検討期間をあらかじめ設定して年間スケジュールを作り、「まず、議論をする」という風潮が議会内に醸成されているということが印象的だった。期間内に結論が出ない場合、継続協議か次年度への申し送りとなるが、提案者はその時までにはまた課題を整理して臨めるし、議論されないよりは前向きといえる。

ともすると、やらないための議論ではなく、やるためにはどうすればいいかを考えるという議員の意識を醸成することこそが、真の議会改革なのかもしれない。引き続き、市民に開かれた議会を目指し、先進事例を参考にしながら議会改革に力を注ぎたい。

当委員会の行政視察に際し、御協力いただきました各市の議会議員並びに議会事務局の皆様にご心から感謝を申し上げます。

**議会運営委員会**

**委員長 雨宮真吾**